

(仮称) 静岡市ものづくり産業振興条例骨子案

前文

静岡市は、江戸時代以来の伝統と優れた技術を持つ駿河竹千筋細工、駿河^{ひな}雛具・^{ひな}雛人形、駿河指物などをはじめとした伝統工芸やそれを礎とした家具、木製品、サンダルなどの地場産業、さらに清水港を中心として発展してきた造船、食品関連産業、機械器具製造業など、ものづくり産業の歴史と伝統を有しています。そこには、先人たちから綿々と引き継がれてきた優れた技術、技能、知識等が存在します。

ものづくり産業の発展は、活発な経済活動を通じて市の活力を生み出すとともに、雇用機会や労働意欲を創出し、市民の豊かな生活を支える大きな役割を担ってきました。

近年、少子高齢化、市場の成熟化、消費者需要の多様化、環境問題、安全・安心に対する要請の高まりなど、社会経済情勢の変化により、ものづくり産業には、製品の高付加価値化、マーケティング力の強化、新しい時代をひらく起業など、業態や規模のいかんにかかわらず、新たな取組が強く求められています。

このような背景のもと、市のものづくり産業を、激変する社会や時代と調和し、次世代技術をも取り入れたものづくり産業として発展させ、地域で生産された製品を市民が愛し活用する風土を醸成することは、豊かで活力ある地域社会を実現する上で重要です。

ここに私たちは、^{たゆ}弛まず努力し、^{きん}絶えず研鑽するものづくり産業を振興するため、この条例を制定します。

この条例の制定の由来や基本理念などを述べています。

1 目的

この条例は、静岡市のものづくり産業の振興について、基本理念を定め、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関、市民及び市の役割を明らかにするとともに、ものづくり産業の振興に関する施策を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、地域経済の健全かつ持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とします。

この条例の目的を定めます。

この条例では、市のものづくり産業の振興を図るために、ものづくり産業の振興の基本理念、関係者の役割及び市のものづくり産業の振興に関する施策を定めます。

2 定義

この条例における用語の定義を、次のとおり規定します。

- ①ものづくり産業 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に規定する製造業をいいます。
- ②ものづくり事業者 ものづくり産業に属する事業を行う個人又は法人その他の団体のうち、市内に事業所を置くものをいいます。
- ③伝統的地場産業 ものづくり産業のうち、伝統的な技術又は技法を用いて、我が国の伝統的な文化又は生活様式に結びついている製品をつくり出す産業をいいます。
- ④伝統的地場産業事業者 伝統的地場産業に属する事業を行う個人又は法人その他の団体のうち、市内に事業所を置くものをいいます。
- ⑤産業関係団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和 35 年第 89 号）に規定する商工会、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号の事業協同組合（ものづくり産業に係るものに限る。）その他のものづくり事業者の事業活動の支援に関する事業を行う団体をいいます。
- ⑥教育研究機関 市内の大学その他の研究及び教育訓練を行う機関をいいます。

この条例で使われる用語の定義を定めます。

3 基本理念

- (1) ものづくり産業の振興は、ものづくり事業者の自主的な努力を尊重し、推進するものとします。
- (2) ものづくり産業の振興は、技術、技能及び知識（以下「技術等」といいます。）の継承及び向上が欠かせないことから、ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上を図ることにより推進するものとします。
- (3) ものづくり産業の振興は、自然、歴史、文化、ものづくり産業に関する技術等、市に集積された地域資源を活用することにより行うものとします。
- (4) ものづくり産業の振興は、世界に向けて展開することを目標に推進するものとします。

ものづくり産業の振興に関する基本的な考え方を示します。

4 ものづくり事業者の役割

- (1) ものづくり事業者は、当該事業活動に係る専門的な技術等の継承及び向上を図るとともに、社会経済情勢の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとします。

- (2) ものづくり事業者は、ものづくり産業の担い手の確保及び育成を図るよう努めるものとします。
- (3) ものづくり事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、当該事業活動を行うよう努めるものとします。
- (4) 伝統的地場産業事業者は、伝統的な技術又は技法の保存及び継承に努めるとともに、伝統を生かした新たな製品づくりに努めるものとします。
- (5) ものづくり事業者は、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

ものづくり事業者の役割について定めます。

5 産業関係団体の役割

- (1) 産業関係団体は、その関係するものづくり産業の振興のために自らが目指すべき目標及び方向性を示しながら、当該ものづくり産業の振興に係る課題の把握及び解決に持続的に取り組むよう努めるものとします。
- (2) 産業関係団体は、ものづくり事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとします。
- (3) 産業関係団体は、市が実施するものづくり産業に関する施策に協力するよう努めるものとします。

産業関係団体の役割について定めます。

6 教育研究機関の役割

教育研究機関は、ものづくり事業者、産業関係団体等と連携し、ものづくり産業の担い手の育成に努めるとともに、研究開発の成果等を積極的に活用してものづくり産業の振興に資するよう努めるものとします。

教育研究機関の役割について定めます。

7 市民の役割

- (1) 市民は、ものづくり産業の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与していることを理解し、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(2) 市民は、伝統的地場産業の製品に誇りを持ち、生活に生かすよう努めるものとします。
ものづくり産業の振興には、市民の理解と協力が必要であることを示します。

8 市の役割

- (1) 市は、ものづくり産業の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければなりません。
- (2) 市は、ものづくり産業の振興に関する施策にもものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関及び市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければなりません。
- (3) 市は、ものづくり産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他公共団体と密接な連携を図るよう努めなければなりません。

市の役割について定めます。

9 基本計画の策定

- (1) 市長は、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に実施するため、市の総合計画等と整合を図りながら、ものづくり産業の振興施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定するものとします。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
- ①ものづくり産業の振興に関する目標、方針及び方策に関すること。
 - ②ものづくり産業の基盤となる技術の開発に関すること。
 - ③ものづくり産業の担い手の確保及び育成に関すること。
 - ④ものづくり産業の製品の販路の拡大、広報等、需要の拡大に関すること。
 - ⑤ものづくり産業の製品のブランド化、新たな利用方法の開発等、製品の高付加価値化に関すること。
 - ⑥上記に掲げるもののほか、ものづくり産業の振興に関する施策の推進に関すること。
- (3) 基本計画の策定に当たっては、社会経済情勢及び産業構造の変化並びに消費者の需要に対応できるよう検討を加えなければなりません。
- (4) 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、(仮称) 静岡市ものづくり産業振興条例審議会の意見を聴かなければなりません。
- (5) 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、ものづくり事業者、産業関係団体、

教育研究機関及び市民の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければなりません。

(6) 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとします。

(7) 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を議会に報告するものとします。

ものづくり産業の振興施策に関する基本的な計画に盛り込まれる主な内容等について定めま
す。

10 産業別計画の策定

(1) 市長は、必要があると認めるときは、ものづくり産業における産業分類別の産業の振興に関する計画（以下「産業別計画」といいます。）を策定することができます。

(2) 産業別計画は、基本計画と整合を図りながら、当該ものづくり産業の振興にとって必要な事項について定めるものとします。

(3) ものづくり事業者又は産業関係団体は、産業別計画の案となるべき事項を市長に対し、提案することができます。

(4) 市長は、産業別計画の案となるべき事項の提案があったときは、当該ものづくり産業の状況及び振興の必要性並びに予想される経費及びその効果を検討し、必要があると認めるときは、産業別計画を策定するものとします。

産業別計画の策定について定めます。

11 国等の施策との調整

市長は、基本計画及び産業別計画の策定及び実施に当たっては、法令並びに国及び静岡県の施策と整合を図るものとします。

12 財政上の措置

市長は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

13 地産地消の推進

市は、市民がものづくり事業者の製品を活用する風土を醸成するため、市民への啓発等
地産地消（地域で生産された製品を当該地域で消費し、又は利用することをいいます。）の推進に努めなければなりません。

14 伝統的地場産業製品の活用

市は、市の物品の調達に当たっては、伝統的地場産業の製品の利用が可能な場合には、これを活用するよう努めるものとします。

15 表彰

市長は、ものづくり産業の振興に著しく寄与したものを表彰することができます。

16 情報の発信

市は、インターネット、博覧会、見本市等の機会を通じ、ものづくり産業の振興に関する情報の発信に努めなければなりません。

17 ネットワークの構築

市は、ものづくり産業の振興を推進するため、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関及び市民の連携体制の構築に努めなければなりません。

18 (仮称) 静岡市ものづくり産業振興審議会の設置

- (1) ものづくり産業の振興に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、(仮称) 静岡市ものづくり産業振興審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。
- (2) 審議会は、市のものづくり産業の振興及びものづくり産業の振興の推進に関する重要な事項を審議します。
- (3) 審議会は、委員12人以内をもって組織します。
- (4) 委員は、学識経験がある者、ものづくり事業者を代表する者、産業関係団体を代表する者、教育研究機関を代表する者、市民、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱します。
- (5) 市長は、市民委員を選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとします。
- (6) 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (7) 委員は、再任されることができます。
- (8) 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定めます。

(仮称) 静岡市ものづくり産業振興審議会の設置とその役割について定めます。

19 委任

この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定めます。

附則

この条例の施行日を定めます。

『(仮称) 静岡市ものづくり産業振興条例案』の骨子図

前文

- ・静岡市のものづくり産業の特徴
- ・現状・課題
- ・次世代技術をも取り入れたものづくり産業として発展

1. 目的

静岡市のものづくり産業の振興について、基本理念を定め、各関係者の役割を明らかにするとともに、ものづくり産業の振興に関する施策を定める。

- 静岡市のものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進
- 地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与する

2. 定義

3. 基本理念

- ものづくり事業者の自主的な努力を尊重
- 担い手の確保、育成及び資質の向上
- 市に集積された地域資源を活用
- 世界に向けた展開

4. ものづくり事業者の役割

7. 市民の役割

5. 産業関係団体の役割

役割

6. 教育研究機関の役割

8. 市の役割

ものづくり産業の振興に関する施策

9. 基本計画の策定

議会

実施状況の報告

10. 産業別計画の策定

13. 地産地消の推進

14. 伝統的地場産業製品の活用

15. 表彰

16. 情報の発信

11. 国等の施策との調整

12. 財政上の措置

17. ネットワークの構築

19. 委任

施策の見直し

18. (仮称) 静岡市ものづくり産業振興審議会の設置

改善